

# メディカルフィットネスクラブ エールフィット 会則

令和5年11月26日 施工

## 【 第1条 】 クラブの名称

本クラブは「メディカルフィットネスクラブ エールフィット」(以下「本クラブ」といいます)と称します。

## 【 第2条 】 クラブ所在地

本クラブの所在地は、大阪府枚方市津田山手1丁目24-1とします。

## 【 第3条 】 クラブを運営する会社

本クラブの運営は、「吉泉興産有限公司」(以下、「会社」といいます)が行います。

## 【 第4条 】 クラブの目的

本クラブは、個々のライフスタイルの改善を行ない、「心身の健康づくり」を目的とします。

## 【 第5条 】 入会契約の締結及び手続

本クラブは会員制とし、入会に際しては以下の手続をとるものとします。

1. 本クラブに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規定の諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1. に際して、本規約及び細則、利用規定を交付するものとします。
3. 本クラブの会員種類、利用条件等は、「細則」のとおりとします。
4. 本クラブへ入会を希望する方は、所定の申込手続を行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費を本クラブに納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

## 【 第6条 】 会員の入会資格

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

1. 15歳以上(中学生不可)で、本規約及び本クラブの諸規定を遵守する方。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。(健康状態に疑義のある方は、別途ご相談ください。)
3. 刺青(タトゥー)等をしていない方。
4. 反社会的勢力の方。

## 【 第7条 】 会員証

本クラブの会員(以下「会員」といいます)に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、本クラブを利用する時、スマホアプリ内の会員証にて、チェックイン作業をしなければなりません。
2. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
3. 会員証を紛失した場合、速やかに本クラブに届出ください。
4. スマホをお持ちでない場合、別途会員カードを発行します(手数料 550 円)
5. 本クラブを退会する時、スマホアプリ内の会員証および会員カードは無効になります。(会員カードは返却頂きます)

## 【 第8条 】 会員名義の変更

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡することはできません。

## 【 第9条 】 入会金・諸会費の取扱

会員は入会手続時に、初回2ヶ月分月会費を本クラブに納入しなければなりません。

いかなる場合も、初回2ヶ月分月会費は返却しないものとします。

月会費の納入方法は前納となり、入会后3か月目以降月会費は金融機関より口座振替もしくはクレジットカード支払いになります。

口座振替の場合、毎月27日が振替日となります。また27日が休日(金融機関休業日)の場合は、翌営業日となります。

クレジットカード支払いの場合、各クレジット会社の引き落とし日となります。

## 【 第10条 】 会費の取り扱い

会員は「細則第2条」に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

## 【 第11条 】 施設の利用料

1. 会員は有料プログラムを除き、クラブ施設を無料で利用できるものとします。
2. 会員は有料プログラムを利用する場合には、所定の方法によりその料金を支払うものとします。

## 【 第12条 】 会費、利用料の変更

1. 本クラブは、会費または利用料が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
2. この場合、本クラブは3ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 【 第13条 】 営業時間・休業日の変更、臨時休業等

1. 本クラブは、諸般の事情により営業時間・休業日を変更する場合があります。
2. 本クラブは、次の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限する場合があります。
  - (1)天災、地変等やむを得ない理由により本倶楽部を開場できないとき。
  - (2)施設補修または改修をするとき。
3. 本クラブは、前項1. および2. (2)の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 【 第14条 】 会員の変更事項

会員は、住所、連絡先その他、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本クラブに届け出るものとします。

## 【 第15条 】 休会

1. 会員は長期出張または傷病、その他やむをえない理由により、本クラブを休会することができます。
  - (1)会員は休会する場合、所定の書面により会社に休会届を提出するものとします。
  - (2)休会期間は、最長3ヶ月までとします。
  - (3)会員は、上記休会期間、会費の支払いを免除されます。ただし、会費の支払い免除は、前月の10日までに休会届を会社が受理した場合、その翌月より適応されるものとし、前月の11日以降、休会届を会社が受理した場合は、翌々月よりの適応となります。
  - (4)休会する会員は、本クラブに所定の休会費2,200円(税込)を支払うものとします。
  - (5)休会期間は会則第11条第1項が適用せず、施設を一切利用できません。
  - (6)休会期間は会員特典(入浴券進呈、入浴割引等)を受けられません。
2. 休会した会員の復会は以下の方法で行われます。
  - (1)休会届時の休会期間が経過した場合、自動的に復会となり、会員は復会月から所定の会費を支払うものとします。

## 【 第16条 】 ビジターの利用条件

本クラブは、会員の施設利用の妨げにならない範囲で、以下の場合に限り、会員以外の方がビジターとして本クラブを利用することを認めるものとします。

1. 会員が同伴する場合。
2. 会則第6条(会員の入会資格)の条件を満たすことのできる者で、本本クラブが特に認めた場合。
3. 体験利用者等で、会社が施設の利用を認めることができると判断した場合。
4. 会社はビジターの人数を制限したり、施設の利用を制限したりすることができるものとします。
5. ビジターは、本クラブの利用に際し、所定のビジター料金を支払うものとします。
6. 会員は、会員と同伴または会員の紹介したビジターの本クラブ内での行為について、一切の責任を負うものとします。
7. 施設のご利用に関しては、同伴してきた会員の資格に準ずるものとします。
8. ビジターについても、会則は適用されます。

## 【 第17条 】 秘密保持

本クラブおよび会員は、双方の機密情報(会員におかれてはその個人情報含む)について、会員の入会期間中および期間後といえども守秘義務を負うものとします。

## 【 第18条 】 施設利用ができない者

1. 反社会的勢力の方。
2. 刺青(タトゥー)等をしている方。
3. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
5. 医師により運動を禁じられている方。
6. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不相当と認めた方。
7. 予約システムやマシン、スタジオ利用において、本クラブのルールに賛同いただけない方。
8. 本クラブおよび湯 desse ひらかた施設内において、著しくマナーやルールを守らない方。

#### 【 第19条 】 会員の賠償責任

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的・物的事故・盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員が本クラブの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。尚、会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して賠償しなければなりません。

#### 【 第20条 】 本クラブの免責

1. 会員または会員が同伴・紹介したビジターに、本クラブの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。
2. 会員または会員が同伴・紹介したビジターに、本クラブの利用に際して発生した盗難、紛失については、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
3. 個人の所有物については、盗難、紛失の観点より、更衣ロッカーにて保管頂き、それ以外の場所には置かないでください。

#### 【 第21条 】 退会

1. 会員が本契約を解除しようとするときは、弊社規定の書面にて本クラブに退会届を提出するものとします。  
電話による申し出は受付けません。退会届提出期限は退会月の前月10日までとします。  
(10日が休館日の場合は9日までとします)8月のみ5日までに提出してください。  
(1)会員は、退会届を提出した当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。ただし、提出期限の過ぎたものに対しては、翌月の会費を支払うものとします。
2. 会員は、本規約に基づく諸契約を本クラブと締結し、別途定める利用開始日から5日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、本クラブは受領した入会金及び会費全額を速やかに返還しなければなりません。ただし、入会手続きに要した費用については、この限りではありません。

#### 【 第22条 】 本クラブの契約解除

本クラブはやむを得ざる事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

#### 【 第23条 】 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約は終了するものとします。

1. 死亡
2. 除名
3. 退会
4. クラブの閉鎖

#### 【 第24条 】 会員の除名要件

会員ならびに会員が同伴・紹介したビジターにおいて、次の各項目のいずれかに該当する行為があった場合、本クラブは会員資格を一次停止または除名することができます。その際、事前に納入頂いている月会費等は一切返金致しかねます。

1. 会員が、入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき。
2. 会員が本クラブの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
3. 会員が会費、その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。
4. 故意に本クラブの施設、設備を破損したとき。
5. 本クラブ内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。
6. 本クラブおよび湯 desse ひらかた施設内において著しくルールやマナー違反行為があったとき。
7. 本規約及びその他の諸規則に違反したとき。

#### 【 第25条 】 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本規約及びその他の諸規定を遵守するものとします。

#### 【 第26条 】 本規約及びその他の規約の改正

規約の改正ならびに細則、利用規定の制定及び改正は、本クラブがこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

1. 本クラブは、本規約及び細則を改正するとき、または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員規約、細則、利用規定を会員に交付するものとします。
2. 会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改正するときは、その内容をクラブ内の所定の場合に掲示するものとします。

# メディカルフィットネスクラブ エールフィット 細則

令和5年11月26日 施工

## 【第1条】会員資格

会則第6条(会員の入会資格)の条項を満たし、別途募集要項等に定めた方とします。

## 【第2条】会員種別・月会費

下記記載によりこれを定めます。

| 種別       | 利用日               | 利用可能時間              | 月会費(税込) | 毎月特典                               |
|----------|-------------------|---------------------|---------|------------------------------------|
| オールタイム会員 |                   | 全営業時間               | 12,100円 | ・泉の湯入浴無料券5枚/毎月<br>・泉の湯入浴優待(500円/回) |
| デイ会員     | 全営業日<br>(毎週木曜 休館) | 平日10時~15時<br>土日祝 終日 | 9,900円  | ・泉の湯入浴無料券3枚/毎月<br>・泉の湯入浴優待(500円/回) |
| イブニング会員  |                   | 平日17時~22時<br>土日祝 終日 |         |                                    |

- 全営業時間とは(定休日木曜を除く)10:00~22:00 です。
- 定休日は、毎週木曜日、お盆、年末年始、その他施設修繕の特別休館日です。
- 毎月特典の入浴無料券受取りについては、本クラブフロント(地下1F)にて毎月初回利用時にお申し出ください。  
無料入浴券は毎月末までの有効期限です。会員ご本人以外も使用頂けます。  
使用する場合、泉の湯1Fフロントに無料入浴券を提出頂き、受付を済ませてください。  
(万一、入浴券未提出等の不正入浴が発覚した場合、会則24条6項に基づき会員除名とする場合があります。)
- 毎月特典の入浴優待については、会員様本人に限り(定休日木曜以外)いつでもご利用頂けます。  
泉の湯1Fフロントにて会員証をご提示の上、別途500円をお支払い頂き、受付を済ませてください。
- 毎月特典は諸事情により予告なく変更させて頂く場合があります。

## 【第3条】同伴ビジター

- 会則第6条(会員の入会資格)および、第16条(ビジターの利用条件)の条件を満たすものとします。
- 同伴ビジターの利用料は、1,650円(税込)/回となります。

## 【第4条】入会金・諸会費・諸費用の変更

本クラブは、会則および細則に基づいて、会員が負担すべき月会費を社会経済情勢の変動に応じて変更することができます。

## 【第5条】手数料

- 会則第7条(会員証)3項の会員カードの発行手数料は、550円(税込)とします。
- ロッカーキーを紛失された場合は、実費として3,300円(税込)を頂きます。

## 【第6条】利用方法

- スタジオレッスンおよびトレーニングレッスンの参加についてはインターネットでの完全予約制です。  
会員ご自身で予約をいただき、予約無しではレッスンへの参加ができません。
- マシン使用の際には、他の会員に配慮しながら、ルールやマナーを守って利用ください。
- スタジオについて、各種レッスン、グループトレーニング、イベント開催時以外はご利用できません。

## 【第7条】種別変更

月会費の異なる会員区分の変更については、その月会費の差額分を会員区分変更月会費として納入してください。ただし、月会費の安い会員区分へ変更した場合においては、すでに納入いただいた月会費は返還いたしません。

## 【第8条】変更手続き

会員の都合による会員区分の変更手続きは、変更希望月の前月10日までに来館し、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。

(代理人による手続きまたは、電話による申し出は受け付けません。) 8月は、5日までに手続きを完了してください。

10日が休館日の場合は9日までとなります。

## 【第9条】個人情報の取扱いについて

会員様の情報、会員様との入会契約ならびに、本入会契約に基づく弊社のご提供するサービス等について、またサービス等のアフターケア、あるいは希望事項の、実行のご連絡のために、弊社において正当な事業遂行のための範囲内で利用いたします。個人情報の開示や訂正をされる場合は、本クラブまでお申し出ください。

# くにみが丘メディカルフィットネス倶楽部 キッズスクール会則

平成18年4月1日 施行

平成27年7月1日 改定

平成31年1月1日 改定

令和3年4月1日 改定

## 【 第1条 】 スクールの名称

本倶楽部は「くにみが丘メディカルフィットネス倶楽部 キッズスクール」(以下「本スクール」といいます)と称します。

## 【 第2条 】 スクール所在地

本スクールの所在地は、大阪府枚方市津田山手1丁目19-1とします。

## 【 第3条 】 スクールを運営する会社

本スクールの運営は、「医療法人 松徳会」(以下、「会社」といいます)が行います。

## 【 第4条 】 スクールの目的

本スクールでは、会員とその家族・本スクールの三者がひとつとなり、スポーツを通じて子どもの個々の能力を引き出すことを優先的に考えます。他と競ったり、記録にこだわるのではなく「心と身体の健康づくり」をテーマとして取り組んでいきます。集団活動を通して、EQ(心の知能指数)の7つの要素(自信、自制心、好奇心、計画性、仲間意識、意思疎通能力、協調性)を大切にし、社会性を身につけることを目的とします。

## 【 第5条 】 入会契約の締結及び手続

本スクールは会員制とし、入会に際しては以下の手続をとるものとします。

1. 本スクールに入会しようとする方は、本規約及び細則、利用規定の諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1. に際して、本規約及び細則、利用規定を交付するものとします。
3. 本スクールの会員種類、利用条件等は、「細則」のとおりとします。
4. 本スクールへ入会を希望する方は、所定の申込手続を行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費を本倶楽部に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

## 【 第6条 】 会員の入会資格

本スクールの入会資格は以下のとおりとします。

1. 原則5歳から12歳(6年生)までとし、本規約及び本スクールの諸規定を遵守する方。親権者の同意を必要とします。
2. 健康状態に異常がなく、医師等に運動を禁じられておらず、本スクールの諸施設の利用に耐えうると認められた方。(健康状態に疑義のある方は、別途ご相談ください。)
3. 刺青(タトゥー)等をしていない方。
4. 暴力団関係でない方。

## 【 第7条 】 会員証

会社は本スクールの会員(以下「会員」といいます)に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

1. 会員は、本スクール施設を利用するときは会員証を掲示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします(会員の氏名を記入)。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届出、再発行の手続をとるものとし、本スクール所定の再発行手数料を支払うものとします。
5. 会員は、本スクールを退会するときは、会員証を速やかに返還するものとします。

## 【 第8条 】 会員名義の変更

会員は如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡することはできません。

## 【 第9条 】 入会金・諸会費の取扱

会員は入会手続時に、入会金、事務手数料3,300円(税込)、初回2ヶ月分月会費、諸費用を本スクールに納入しなければなりません。

いかなる場合も、入会金、事務手数料、初回2ヶ月分月会費、諸費用は返却しないものとします。

月会費の納入方法は前納となり、入会后3か月目以降月会費は金融機関より口座引き落としさせていただきます。

引き落とし日は、毎月27日とします。また、27日が休日(金融機関休業日)の場合は、翌営業日となります。

## 【 第10条 】 会費の取り扱い

会員は「細則第2条」に定める会費を施設利用の有無にかかわらず、所定の方法により支払うものとします。

### 【 第11条 】 会費、利用料の変更

1. 会社は、会費または利用料が不相当なものになったと判断した場合、これを変更することができます。
2. この場合、会社は3ヶ月前までに会員に告知するものとします。

### 【 第12条 】 営業時間・休業日の変更、臨時休業等

1. 会社は、諸般の事情により営業時間・休業日を変更する場合があります。
2. 会社は、次の理由により、施設の全部または一部を臨時に休業または使用制限することがあります。
  - (1)天災、地震等やむを得ない理由により本スクールを開場できないとき。
  - (2)施設補修または改修をするとき。
3. 会社は、前項1. および2. (2)の場合、1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

### 【 第13条 】 会員の変更事項

会員は、住所、連絡先その他、入会申込手続きの際の記載事項に変更があった場合には、速やかにその旨を所定の書面にて本スクールに届け出るものとします。

### 【 第14条 】 休会

1. 会員は長期出張または傷病、その他やむをえない理由により、本スクールを休会することができます。
  - (1)会員は休会する場合、所定の書面により会社に休会届を提出するものとします。
  - (2)休会期間は、最長3ヶ月までとします。
  - (3)会員は、上記休会期間、会費の支払いを免除されます。ただし、会費の支払い免除は、前月の10日までに休会届を会社が受理した場合、その翌月より適応されるものとし、前月の11日以降、休会届を会社が受理した場合は、翌々月よりの適応となります。
  - (4)休会する会員は、会社に所定の休会費を支払うものとします。(2, 200円(税込)／月)
2. 休会した会員の復会は以下の方法で行われます。
  - (1)休会届時の休会期間が経過した場合、自動的に復会となり、会員は復会月から所定の会費を支払うものとします。

### 【 第15条 】 秘密保持

会社および会員は、双方の機密情報(会員におかれてはその個人情報を含む。)について、会員の入会期間中および期間後といえども守秘義務を負うものとします。

### 【 第16条 】 施設利用ができない者

1. 暴力団関係の方。
2. 刺青(タトゥー)等をしている方。
3. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
4. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた方。
5. 医師により運動を禁じられている方。
6. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会社が不相当と認めた方。

### 【 第17条 】 会員の賠償責任

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本スクールの利用に際して発生させた人的・物的事故・盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 会員が本スクールの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。尚、会員が同伴または紹介したビジターについては、会員が連帯して賠償しなければなりません。

### 【 第18条 】 会社の免責

1. 会員または会員の家族、会員が同伴・紹介したビジターに、本スクールの利用に際して発生した人的・物的事故については、会社は責任を負いません。ただし、会社に過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。
2. 会員または会員の家族、会員が同伴・紹介したビジターに、本スクールの利用に際して発生した盗難、紛失については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。

### 【 第19条 】 退会

1. 会員が本契約を解除しようとするときは、会員証を添付のうえ、弊社規定の書面にて本スクールに退会届を提出するものとします。電話による申し出は受付けません。退会届提出期限は退会月の前月10日までとします。(10日が休館日の場合は9日までとします)8月のみ5日までに提出してください。
  - (1)会員は、退会届を提出した当月の会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。ただし、提出期限の過ぎたものに対しては、翌月の会費を支払うものとします。
2. 会員は、本規約に基づく諸契約を会社と締結し、別途定める利用開始日から5日を経過するまでは、無条件で書面により会員契約を解除することができます。この場合、会社は受領した入会金及び会費全額を速やかに返還しなければなりません。ただし、入会手続きに要した費用については、この限りではありません。

### 【 第20条 】 会社の契約解除

会社はやむを得ざる事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

#### 【 第21条 】 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約は終了するものとします。

1. 死亡
2. 除名
3. 退会
4. 倶楽部の閉鎖

#### 【 第22条 】 会員の除名要件

会員ならびに会員が同伴・紹介したビジターにおいて、次の各項目のいずれかに該当する行為があった場合、会社は会員資格を一次停止または除名することができます。

1. 会員が、入会に際し虚偽の申告を行ったとき、または入会資格に抵触したとき。
2. 会員が本スクールの名誉を毀損したり、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
3. 会員が会費、その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。
4. 故意に本スクールの施設、設備を破損したとき。
5. 本スクール内において、会社の許可を得ずに商行為や、政治活動、宗教活動を行ったとき。
6. 本規約及びその他の諸規則に違反したとき。

#### 【 第23条 】 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本規則及びその他の諸規定を遵守するものとします。

#### 【 第24条 】 本規約及びその他の規約の改正

規約の改正ならびに細則、利用規定の制定及び改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員に及ぶものとします。

1. 会社は、本規約及び細則を改正するとき、または利用規定の重要な案件に係わる規定を改正するときは、内容を会員に通知するものとし、変更後の会員規約、細則、利用規定を会員に交付するものとします。
2. 会社は、利用規定の軽微な案件に係わる規定を改正するときは、その内容をスクール内の所定の場合に掲示するものとします。

# くにみが丘メディカルフィットネス倶楽部 キッズスクール会員細則

平成18年4月1日 施行  
平成27年7月1日 改定  
平成31年1月1日 改定  
令和3年4月1日 改定

## 【第1条】会員資格

1. 会則第6条(会員の入会資格)の条項を満たし、別途募集要項等に定めた方とします。

## 【第2条】スクール種類

下記記載によりこれを定めます。

| 種類            | 曜日/時間                               | 対象者                    |
|---------------|-------------------------------------|------------------------|
| ストリートダンス入門/初級 | 火曜日/17:05~18:05(入門)、18:15~19:15(初級) | 入門/ダンス初心者<br>初級/ダンス経験者 |
| タップダンス        | 金曜日/18:15~19:15                     | —                      |
| 少林寺流拳法 I / II | 土曜日/16:00~16:50(I)、17:00~17:50(II)  | (I)初心者<br>(II)経験者      |

表記金額は全て税込となります

## 【第3条】月会費

別途募集要項等によりこれを定めます。

## 【第4条】会員カード

## 【第5条】入会金・諸会費・諸費用の変更

会社は、会則および細則に基づいて、会員が負担すべき入会金・諸会費(月会費・年会費)・諸費用(施設利用料、事務手数料など)を社会経済情勢の変動に応じて変更することができます。

## 【第6条】手数料

- 会則第7条(会員証)4項の会員証の再発行手数料は、330円(税込)とします。
- ロッカーキーを紛失された場合は、実費として3,300円(税込)を頂きます。

## 【第7条】会員資格の喪失

会則第22条(会員資格の喪失)の他、家族会員においては、正会員が退会した場合は、家族会員も同時にその資格を失います。

## 【第8条】種別変更

入会金の異なる会員区分の変更については、その入会金の差額分を会員区分変更入会金として納入してください。ただし、入会金の安い会員区分へ変更した場合には、すでに納入いただいた入会金は返還いたしません。

## 【第9条】変更手続き

会員の都合による会員区分の変更手続きは、変更希望月の前月10日までに来館し、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。(代理人による手続きまたは、電話による申し出は受けません。) 8月は、5日までに手続きを完了してください。10日が休館日の場合は9日までとなります。

## 【第10条】個人情報の取扱について

会員様の情報、会員様との入会契約ならびに、本入会契約に基づく弊社のご提供するサービス等について、またサービス等のアフターケア、あるいは希望事項の、実行のご連絡のために、弊社において正当な事業遂行のための範囲内で利用いたします。個人情報の開示や訂正をされる場合は、本倶楽部までお申し出ください。



